

塗師の家トライアル・サウンディング募集要項

1 制度及び事業の主旨

塗師の家トライアル・サウンディングは、「塗師の家」の暫定使用を希望する民間事業者等を募集し、一定期間、実際に使用してもらう制度です。

これにより、本市はモニタリング調査や実績報告を通して、施設を使用するうえでの魅力・課題を把握し、今後の活用方針に活かしていくことができます。また、民間事業者等においても、ニーズや収益性、使い勝手の確認をしていただくことを目的としています。

なお、塗師屋の文化空間を今日まで残すものとして、輪島市景観重要建造物に指定されている塗師の家は、「歴史的街並みや伝統産業と調和した魅力的な市街地の形成」を軸とした本格的な活用を目指しています。

そのため、原則として今回のトライアル・サウンディングについては、将来の本格活用を視野に入れたものを対象とします。

2 対象施設

施設名称	塗師の家（旧広井家住宅）
所在地	輪島市河井町1部82番地3
施設内訳	(1) 主屋 木造瓦葺2階建 (2) 土蔵 木造瓦葺2階建 (3) 作業屋 木造瓦葺3階建
床面積	(1) 1階 170.46㎡ 2階 122.64㎡ (2) 1階 62.25㎡ 2階 31.87㎡ (3) 1階 93.30㎡ 2階 91.09㎡ 3階 91.09㎡
設備	電気 有 / 上水道 有 / 合併浄化槽 有 / ガス 無 / 空調 一部有 / 暖房機器 無 / トイレ 有 / 駐車場 無

3 トライアル・サウンディング実施スケジュール

申請書受付期間	令和5年8月28日（月）～令和6年6月14日（金）
暫定使用実施期間	令和5年9月4日（月）～令和6年6月30日（日） ※施設活用の検討状況及び応募状況により、早期に終了又は延長する場合があります。
実績報告書提出最終締切日	令和6年7月31日（水）

4 申請（応募）方法

(1) 提出書類

申請者は、次の書類を提出することとします。

ア) 暫定使用申請書（様式第1号）

イ) 誓約書（様式第2号）

ウ) その他市が必要と認める書類

(2) 提出書類の提出先及び提出方法

ア) 提出先

輪島市役所漆器商工課

イ) 提出方法

窓口へ持参又は郵送もしくはメールにより提出

(3) 事前協議及び現地調査

提出書類の作成にあたっては、日程及び条件の確認のため、必ず漆器商工課へ事前協議を行ってください。

現地調査を希望する場合は、事前に漆器商工課へ連絡してください。

5 申請者の資格要件等

(1) 申請者の条件

ア) 申請者は、暫定使用した場合に、申請内容を主体的に実施することができる能力を備えた法人、個人事業主又は任意の団体とします。

イ) 申請者は、単独又はグループ（複数の企業・団体等の共同体）とし、グループで申請する場合には、すべての構成員を明確にすることとします。

(2) 申請者の要件

次に掲げる者は、申請者及び構成員となることができません。

ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員の統制下にある者

イ) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者

ウ) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしている者又は同申立てをなされている者

エ) 宗教活動または政治活動を主たる目的として暫定使用しようとする者

オ) その他市長が不相当と認める者

6 申請に関する留意事項

(1) 費用負担

申請に関するすべての書類の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とします。

(2) 提出書類の取扱い及び特許権等

ア) 提出書類は返却しません。

イ) 提出書類については、当該申請に係る暫定使用の審査及びモニタリング等、本制度の運用に必要な目的以外においては、申請者に無断で使用することはありません。また、第三者に情報を漏らしません。

(3) 法令等の順守

申請者は、申請に当たり、事前に自らの責任において関係法令等を確認し、暫定使用時における法令適合のリスクを負うこととします。

7 暫定使用の要件等

(1) 暫定使用の要件

暫定使用は、次の要件を全て満たす必要があります。

ア) 将来の本格的な活用を視野に入れ地域の活性化や賑わいの創出に資するものであること。

イ) 原則として、本市の財政負担を伴わないものであること。

ウ) 暫定使用後は、使用前の状態に原状復旧すること。(壁等の塗替えや建物を破損する行為はできません。)

(2) 対象外とする暫定使用

次に掲げる暫定使用は、本制度の対象外です。

ア) 公序良俗に反するもの

イ) 騒音、振動又は臭気等により、周辺に悪影響を及ぼす恐れがあるもの

ウ) 政治的又は宗教的な活動に該当するもの

エ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第5号に規定する指定暴力団等の活動に該当するもの

オ) その他、本市が本制度の趣旨に照らして不相当と判断するもの

(3) 暫定使用期間

暫定使用ができる期間は、原則として1日以上、1か月以内とします。

実施期間の延長や2回目以降の暫定使用については、提案内容やその他の事業の参加状況に応じて判断するものとします。

(4) 暫定使用时间

暫定使用ができる時間は、原則として午前9時から午後5時までとします。これ以外の時間帯での使用については、提案の内容により、当該時間帯で実施する必要性や近隣への影響等を勘案して諾否の判断をするものとします。

(5) 暫定使用に関する留意事項

ア) 費用負担

暫定使用に当たって必要となる一切の費用(水道料金及び電気料金を除く)は、すべて暫定使用する者の負担とします。

イ) リスク分担等

暫定使用に伴い発生するリスクは暫定使用する者が負うものとし、暫定使用する者が責任をもって事業を遂行することとします。

ウ) 暫定使用状況の公表

本市のホームページ等において、暫定使用の状況を公表することがあります。公表の際には、事前に申請者に内容を確認します。

エ) その他使用に当たっての留意事項

①資機材等の搬入に当たって、周辺道路に車両を駐車することは禁止します。

②本市の都合により、暫定使用期間及び時間等の変更をお願いすることがあります。

③電源はありますが、大容量の機器の使用はできません。

④記載のない事項については、別途協議とします。

8 審査等

(1) 審査

提出書類について、参加資格及び暫定使用の要件を満たしているかを審査します。申請者は、審査に伴い本市が面接を求めたときは、それに応じることとします。

(2) 結果通知

塗師の家暫定使用(許可・不許可)決定通知書(様式第3号)により、審査結果を通知します。

(3) 使用料等

暫定使用に係る使用料は原則として無料とします。ただし、暫定使用に係る水道料金及び電気料金は、使用期間が1週間を超える等、使用状況によって実費相当額を徴収する場合があります。

9 暫定使用の開始等

(1) 暫定使用の開始

暫定使用が許可された者は、申請書類に記載した内容に基づいて使用を開始することができます。このとき、交付された書面に条件が付してある場合は、その内容を遵守してください。

(2) 暫定使用の中止

申請内容に反する行為や本制度の目的から逸脱した行為があった場合や災害対応等により本市が暫定使用に係る施設等を使用せざるを得なくなった場合は、暫定使用を中止することがあります。

10 モニタリング及び報告

(1) モニタリング

暫定使用する者は、暫定使用期間中に本市が実施するアンケート調査等のモニタリング調査について協力することとします。

(2) 報告等

暫定使用する者は、暫定使用期間が満了した後、本市に対して実績報告書(様式第4号)を提出するとともに、本市がヒアリングを求めた場合は、これに応じることとします。

なお、実績報告書については、施設の活用方針の参考とするほか、本制度の運用に必要な目的以外においては、申請者に無断で使用することはありません。また、第三者に情報を漏らしません。

輪島市 産業部 漆器商工課

〒928-8525 石川県輪島市二ツ屋町2字29番地

TEL 0768-23-1144

E-mail: shoukou@city.wajima.lg.jp